

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
横浜市	外航船舶への燃料油積込みに関する手続きの効率化①(承認申告)	東京湾内	<p>外航船舶の燃料油中の硫黄分に対する規制が2020年から強化されるため、重油に代わる船舶燃料としてLNGの利用が見込まれるなど、船舶燃料は大きな転換期にある。</p> <p>そこで、将来のLNG/バンカリング(燃料供給)事業の国際競争力確保を念頭に置きつつ、まずは同形態の事業である既存の重油バンカリング事業の効率化を図るため、<u>保税船舶燃料の積込みに係る承認申告の条件を緩和する。</u></p>	<p>関税法第23条にて保税重油バンカリングの包括承認申告制度が設けられているが、この制度は「特定の船舶」に対して一定期間反復して燃料を積み込むことを想定している。しかし、バンカー事業は、不特定多数の船舶を対象としているうえ、翌日の補油を求めるといった突発的なオーダーに対応する必要があるのが実態である。</p> <p>そこで、不特定多数の船舶に効率的に燃料供給できるよう、<u>保税船舶用燃料のミルクラン方式による供給を可能とすることで、販売効率を向上させ、日本国内におけるバンカリング事業を活性化させることにより、外国船舶の寄港を促進させ、我が国港湾の国際競争力強化につなげる。</u></p>	保税船舶燃料の承認申告制度に関する手続き	関税法第23条第1項 関税法施行令第21条の2	<p>ミルクラン方式による供給を可能とするため、<u>燃料サプライヤーごとに一定期間の供給総量を申告し、船用品を保税地域から引き取れるよう、施行令第21条の2第1項の規定を、国家戦略特別区域内において緩和する次のような条文を作ることを御検討いただきたい。</u></p> <p>(案)国家戦略特別区域内において、法第23条第1項前段に規定する承認を受けようとする者は、同項に規定する外国貨物である船用品を保税地域から引き取る前に、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 積み込むことを予定している船用品の記号、番号、品名並びに数量及び価格 二 <u>当該船用品を積み込もうとする者(燃料サプライヤーのごと)の氏名又は名称</u> 三 当該船用品の積込みの期間、方法、及び場所
横浜市	外航船舶への燃料油積込みに関する手続きの効率化②(保税運送)	東京湾内	<p>外航船舶の燃料油中の硫黄分に対する規制が2020年から強化されるため、重油に代わる船舶燃料としてLNGの利用が見込まれるなど、船舶燃料は大きな転換期にある。</p> <p>そこで、将来のLNG/バンカリング(燃料供給)事業の国際競争力確保を念頭に置きつつ、まずは同形態の事業である既存の重油バンカリング事業の効率化を図るため、<u>保税船舶燃料の保税運送に係る手続きを簡略化する。</u></p>	<p>保税重油バンカリングにおける保税運送の承認と確認が、同一開港内で行われる場合と、異なる開港間で行われる場合を比較すると、全く同じ作業を行っているにも関わらず、後者では書類提出に係る業務量・人件費コストの負担が大きい(税関への書類提出は実態としてはバンカー事業者のグループ会社が行うなど、中小企業が多い内航船社にとっては小さくない負担である。)</p> <p>そこで、<u>保税船舶用燃料の販売価格を構成するデリバリーコストの低減を図り、日本国内におけるバンカリング事業を活性化させることにより、外国船舶の寄港を促進させ、我が国港湾の国際競争力強化につなげる。</u></p>	保税船舶燃料の保税運送に関する手続き	関税法第63条第5項・第6項 関税法施行令第53条の3 関税法基本通達63-15	<p>国家戦略特別区域内で、外航船舶用の保税燃料の運送の承認と、その貨物の到着の確認を行う場合、<u>施行令第53条の3に規定する「運送目録の提出を要しないもの」として取り扱うことを御検討いただきたい。</u></p> <p>併せて、関税法基本通達63-15においても、<u>国家戦略特別区域内で、外航船舶用の保税燃料の運送の到着と確認が行われる場合、「到着確認済の運送承認書写しの提出を要しないもの」として取り扱うことを御検討いただきたい。</u></p>